

平成19（2007）年版

広島県の男女共同参画に関する年次報告

広 島 県

年次報告に当たって

広島県では、平成13(2001)年12月に「広島県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成15(2003)年2月には、この条例に基づき、「広島県男女共同参画基本計画」を策定し、「環境づくり」、「人づくり」、「安心づくり」の三つの視点から、様々な分野で積極的な施策を展開して参りました。

平成18(2006)3月には、本県を取り巻く社会・経済環境の変化等を踏まえ、目標年次である平成22(2010)年度に向け、新たに取り組むべき具体的施策を示した、「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を更に推進しているところです。

本書は、こうした広島県における男女共同参画の現状や推進に関する施策の実施状況を、条例に基づく年次報告として取りまとめたものです。

本書を通じて、県民の皆様一人ひとりが、男女共同参画についての理解を一層深めていただき、男女共同参画社会の実現に向けて、県民や事業者の皆様と一体となった取組が、さらに進展することを願っています。

平成19(2007)年7月

広島県知事 藤田 雄山

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 本書の趣旨 | 1 |
| 広島県の男女共同参画行政の枠組み | 3 |
| 広島県男女共同参画基本計画（第2次）の施策の体系 | 4 |
| 第1部 広島県の男女共同参画の現状 | |
| 1 データから見た県の男女共同参画の現状 | 5 |
| 【環境づくり】 | 5 |
| 【人づくり】 | 16 |
| 【安心づくり】 | 19 |
| 2 県の男女共同参画に関する指標 | 22 |
| 第2部 平成18（2006）年度に県が講じた主な施策 | |
| 1 男女共同参画行政の総合的推進 | 25 |
| （1）県の男女共同参画行政の推進 | 25 |
| （2）広島県女性総合センター「エソール広島」との連携 | 26 |
| （3）市町等との連携強化・取組支援 | 27 |
| 2 男女共同参画施策の実施状況 | 29 |
| 【環境づくり】 | 29 |
| 1 働く場における男女共同参画の推進 | 29 |
| 2 地域社会活動における男女共同参画の推進 | 36 |
| 【人づくり】 | 37 |
| 1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実 | 37 |
| 2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実 | 38 |
| 3 家庭における男女共同参画の推進 | 38 |
| 【安心づくり】 | 40 |
| 1 生涯を通じた健康と自立の支援 | 40 |
| 2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進 | 41 |
| 3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進 | 43 |
| 3 広島県男女共同参画基本計画（第2次）行動目標フォローアップ一覧 | 44 |

第3部 平成19(2007)年度に県が講じようとする施策

| | |
|-----------------------------|----|
| 【環境づくり】 | 47 |
| 1 働く場における男女共同参画の推進 | 47 |
| 2 地域社会活動における男女共同参画の推進 | 50 |
| 3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備 | 50 |
| 【人づくり】 | 52 |
| 1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実 | 52 |
| 2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実 | 52 |
| 3 家庭における男女共同参画の推進 | 53 |
| 【安心づくり】 | 55 |
| 1 生涯を通じた健康と自立の支援 | 55 |
| 2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進 | 57 |
| 3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進 | 59 |

第4部 市町の実取組

| | |
|--------------------------|----|
| 1 市町の男女共同参画の実取組状況等 | 61 |
| 2 市町における男女共同参画の状況の推移 | 62 |
| 3 市町の議員の状況 | 63 |
| 4 市町の審議会等委員の状況 | 64 |
| 5 市町の職員及び管理職(課長相当職以上)の状況 | 65 |
| 6 市町の男女共同参画行政担当窓口 | 66 |

資料編

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 広島県男女共同参画推進条例 | 67 |
| 2 広島県男女共同参画審議会規則 | 70 |
| 3 広島県男女共同参画審議会委員 | 71 |
| 4 広島県男女共同参画基本計画(第2次)(施策の体系) | 72 |
| 5 広島県男女共同参画推進本部設置要綱 | 74 |
| 6 男女共同参画に関する相談機関・関係機関一覧 | 76 |
| 7 広島県女性総合センター「エソール広島」の概要 | 78 |
| 8 男女共同参画に関する国内外の動き | 80 |

本書の趣旨

本書は、広島県男女共同参画推進条例（平成13年広島県条例第42号）
第12条に基づく年次報告として作成しています。

I 構成

本書は、第1部から第4部、及び資料編から構成されており、第1部から第3部については、広島県男女共同参画基本計画の施策の体系に沿って、取りまとめています。

第1部 広島県の男女共同参画の現状

第2部 平成18（2006）年度に県が講じた主な施策

第3部 平成19（2007）年度に県が講じようとする施策

第4部 市町の取組

資料編

II 平成19（2007）年版の概要

第1部 広島県の男女共同参画の現状

データから見た本県の現状について、グラフや表を用いて解説しています。

コメント欄の の部分には、データの特徴を記載しており、

☉印を付けているグラフや表については、データを更新しています。また、

参考として掲載している全国データについては  印を付けています。

第2部 平成18（2006）年度に県が講じた主な施策

広島県男女共同参画基本計画（第2次）（平成18（2006）年3月策定）では、具体的施策の推進期間を平成18（2006）年度～平成22（2010）年度と定めています。

第2部では、推進期間の初年度である平成18（2006）年度に県が講じた施策のうち、主なものについての実施状況を取りまとめています。

なお、本文中の※印を付した用語については、 の部分で、解説しています。

1 男女共同参画行政の総合的推進

県の推進体制や関係機関及び市町との連携のほか、地域事務所単位で住民参加型イベントなどを行う「地域男女共同参画推進事業」について記載しています。

2 男女共同参画施策の実施状況

広島県男女共同参画基本計画（第2次）において重点的に取り組んだ項目については、**★重点項目名**として記載しています。

★男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる環境の整備

「働く女性の活躍推進セミナー」や「働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー」の開催状況等を記載しています。

★男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備特に、多様な働き方や、男性も含めた「働き方の見直し」が可能となる環境の整備

「少子化対策セミナー」の開催状況等を記載しているほか、仕事と家庭の両立に取り組む企業を登録し、取組内容を紹介する「仕事と家庭の両立支援企業登録制度」等を記載しています。

★男女が共に積極的に子育てに参画できるようにするための支援

「食べる！遊ぶ！読む！」応援プロジェクトや「子育て応援イクちゃんサービス」の取組を記載しています。

★配偶者からの暴力をはじめとする男女間のあらゆる暴力の防止に向けた取組の推進

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の策定や市町における「配偶者暴力相談支援連絡会」の立ち上げ等の支援について記載しています。

3 広島県男女共同参画基本計画（第2次）行動目標フォローアップ一覧

広島県男女共同参画基本計画（第2次）（平成18（2006）年3月策定）において目標値を設定している指標について、平成18（2006）年度の現況値を掲載しています。

第3部 平成19（2007）年度に県が講じようとする施策

平成19（2007）年度に県が講じようとする施策について、事業概要、予算額及び担当部局等を掲載しています。

第4部 市町の取組

市町における条例制定や男女共同参画計画策定の状況、男女共同参画の状況等を掲載しています。

広島県の男女共同参画行政の枠組み

広島県男女共同参画推進条例 (平成13年広島県条例第42号)

<平成13(2001)年12月21日公布,平成14(2002)年4月1日施行>

【条例の基本理念】 ～ 男女共同参画を進める上で基本となる考え方 ～

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

資料編 67～69 ページ参照

具体化

広島県男女共同参画基本計画

【計画の目標年次】 平成22(2010)年度

【具体的施策の推進期間】

第1次(平成15(2003)年2月策定) 平成15(2003)～17(2005)年度

第2次(平成18(2006)年3月策定) 平成18(2006)～22(2010)年度

【基本的な視点と重点項目】

《環境づくり》 ～ しっかりとした環境を創る ～

- 男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる環境の整備
- 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備

《人づくり》 ～ 実践する人を創る ～

- 男女が共に積極的に子育てに参画できるようにするための支援

《安心づくり》 ～ 私たちが安心して暮らすことができる社会を創る ～

- 配偶者からの暴力をはじめとする男女間のあらゆる暴力の防止に向けた取組の推進

総合的推進

広島県男女共同参画審議会

[組織] 知事の附属機関
委員：15人以内

[機能] 知事の諮問に応じ、広島県男女共同参画基本計画の策定・改定や男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策を調査審議

資料編 70～71 ページ参照

広島県男女共同参画推進本部

[組織] 全庁的な推進体制
本部長：知事
副本部長：副知事
本部員：各部局長

[機能] 広島県男女共同参画基本計画に掲げる広範な施策を総合的・積極的に推進

資料編 74～75 ページ参照

広島県男女共同参画基本計画(第2次)の施策の体系

基本的な視点

基本となる施策の方向

男女共同参画社会の実現

男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会づくりを推進します。

環境づくり

しっかりとした環境を創る

1 働く場における男女共同参画の推進

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

人づくり

実践する人を創る

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

3 家庭における男女共同参画の推進

安心づくり

私たちが安心して暮らすことができる社会を創る

1 生涯を通じた健康と自立の支援

2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進